

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 485 943 517"><u>地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例</u></p> <p data-bbox="165 531 248 563">（趣旨）</p> <p data-bbox="120 580 1106 999">第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って同号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対する県税の不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1211 485 1951 517"><u>地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例</u></p> <p data-bbox="1173 531 1256 563">（趣旨）</p> <p data-bbox="1128 580 2114 999">第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した同項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対する県税の課税免除及び不均一課税に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 1016 1406 1048"><u>（県税の課税免除）</u></p> <p data-bbox="1128 1066 2114 1433">第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた</p>

日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。）を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1) 個人の事業税 特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして法第17条の6の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する税額

(2) 法人の事業税 特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして算定方法の例により計算した額に対して課する税額

(3) 不動産取得税 特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。）に対して課する税額

(県税の不均一課税)

第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする

(4) 固定資産税 特別償却設備である構築物のうち大規模の償却資産(公示日以後に取得したのものに限る。)を事業の用に供した後において市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度間において当該特別償却設備に対して県が課する税額

(県税の不均一課税)

第3条 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、特別償却設備(同条第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。以下この条において同じ。)を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。)の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

。 (1) 個人の事業税 特別償却設備（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号及び次号において同じ。）を事業の用に供した日の属する年（以下「供用年」という。）以後3年以内の各年の所得金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして法第17条の6の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する場合の税率は、県税条例の事業税の税率に関する規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た率とする。

年	割合
供用年	2分の1
供用年の翌年	4分の3
供用年の翌々年	8分の7

(2) 法人の事業税 特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして算定方法の例により計算した額に対して課する場合の税率は、県税条例の事業税の税率に関する規定に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た率とする。

事業年度	割合
第1事業年度（当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から1年以内に終了する各事業年度をいう。）	2分の1
第2事業年度（当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から1年を経過し	4分の3

た日以後1年以内に終了する各事業年度をいう。)	
第3事業年度(当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から2年を経過した日以後1年以内に終了する各事業年度をいう。)	8分の7

(3) 不動産取得税 特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する場合の税率は、県税条例の不動産取得税の税率に関する規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(4) 固定資産税 特別償却設備である構築物のうち大規模の償却資産(公示日以後に取得したものに限り、)を事業の用に供した後において市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度間において当該特別償却設備に対して県が課する場合の税率は、次の表の左欄に掲げる特別償却設備の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

特別償却設備	年 度	率
法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.35
	第1年度の翌々年度	100分の0.7
法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るもの	第1年度	100分の0.14
	第1年度の翌年度	100分の0.467
	第1年度の翌々年度	100分の0.933

(不均一課税の申請手続)

(1) 不動産取得税 特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する場合の税率は、県税条例の不動産取得税の税率に関する規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

(2) 固定資産税 第1年度以後3年度間において当該特別償却設備に対して県が課する場合の税率は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

年 度	率
第1年度	100分の0.14
第1年度の翌年度	100分の0.467
第1年度の翌々年度	100分の0.933

(課税免除等の申請手続)

第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、不均一課税の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 個人の事業税 前条第1号の規定に基づき不均一課税の適用を受けようとする税額に係る個人の事業税の申告の期限
- (2) 法人の事業税 前条第2号の規定に基づき不均一課税の適用を受けようとする税額に係る法人の事業税の確定申告の期限
- (3) 不動産取得税 当該不均一課税の適用を受けようとする者が、個人である場合にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限
- (4) 固定資産税 当該不均一課税の適用を受けようとする者が、個人である場合にあつては前条第4号の規定に基づき不均一課税の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあつては同号の規定に基づき不均一課税の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限
(不均一課税の決定及び通知)

第4条 局長等は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その申請内容について調査し、不均一課税の可否を決定するものとする。

2 [略]

(他の条例との関係)

第4条 前2条の規定により課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局長（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 個人の事業税 第2条第1号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る個人の事業税の申告の期限
- (2) 法人の事業税 第2条第2号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る法人の事業税の確定申告の期限
- (3) 不動産取得税 当該課税免除等の適用を受けようとする者が、個人である場合にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあつては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限
- (4) 固定資産税 当該課税免除等の適用を受けようとする者が、個人である場合にあつては第2条第4号又は前条第2号の規定に基づき課税免除等の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあつてはこれらの規定に基づき課税免除等の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限
(課税免除等の決定及び通知)

第5条 局長等は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その申請内容について調査し、課税免除等の可否を決定するものとする。

2 [略]

(他の条例との関係)

第5条 第2条の規定により不均一課税の適用を受けた特別償却設備については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

第6条 第2条又は第3条の規定により課税免除等の適用を受けた特別償却設備については、他の条例の規定による課税免除等の適用を受けることができない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例（第2条の改正規定中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める部分に限る。）による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）による改正後の地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って平成30年6月1日以後に改正後の条例第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除及び不均一課税について適用する。